

令和 3 年度

学校いじめ防止基本方針

長浜市立高月小学校

令和3年度学校いじめ防止基本方針

長浜市立高月小学校

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

I いじめの防止等についての基本的な考え

本校では、「子ども目線」に立って、子どもの最善の利益の実現を目指し、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律71号。以下「法」という。）第3条に規定する「基本理念」「いじめ防止等のための基本的な方針（「最終改定」平成29年3月）にのっとり、保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組む。また、児童がいじめを受けていると思われるときは、いじめ対策委員会において、事実の確認、情報の共有、対応の方向性をまとめ全校体制で、適切かつ迅速な指導を進める。

日常的に、わかる授業や規律ある授業により、達成感や成就感を味わわせるとともに、子ども一人ひとりが、自己肯定感や自己有用感を感じることができるよう魅力ある教育活動を推進する。

II 未然に防止するための取組

（1）いじめ根絶に向けて

本校では、毎学期初めを「高月小黄金の一週間」とし、学期の始まりにあたって大切にしていくことを全校共通理解し指導していく。その一つが「いじめ根絶宣言」である。各学級で担任が、いじめは人権を侵害し相手を傷つけ心理的に追い詰める行為であることを話し（「いじめは絶対に許さない」「いじめられた児童を守りきる」）、温かな学級・学校づくりをめざす。また、「全教職員で全校児童を見守る」ことをもとに児童理解を深めるため、報告・連絡・相談体制の充実を図り情報の共有に努める。

①児童がいじめについて学び取り組む活動・・・学級活動で「いじめをなくそう」の目標を立ててどんな取組ができるか話し合う。その後定期的に点検する。

②情報の共有・・・定期的に子どもを語る会、生徒指導・体罰・虐待委員会、生活力向上プロジェクト部会、教育相談委員会を行ったり、必要に応じて臨時にいじめ対策委員会等を開いたりする。そこで児童に関する情報交換・情報共有を行い、学校全体としての課題と捉え、その対応の共通理解を図る。その際、必ず記録に残し継続した指導につなげる。

（2）温かな学級・学校づくり

①たてわり活動の充実・・・6年生がリーダーとなって4色の色別ごとにたてわり活動（たてわり遊び、運動会での応援等）をすることによって、上学年が下学年を思いやり、児童自らの自発的な活動を進めることで全ての児童にとって温かで居心地のよい学校づくりを推進する。

- ②みんな遊び（学級遊び）・・・中休み・昼休み学級遊びをすることによって、児童相互が豊かな人間関係をつくり、友達の気持ちを理解しながら自己存在感を高める。

(3) 道徳科の授業の充実

豊かな情操や規範意識、自尊感情や自己有用感、社会性を育む。また、携帯電話やインターネットを使うルール（情報モラル）を周知する。

III 早期発見のための取組

- 日常的に児童観察を十分に行う。起こる問題については、いじめ対策委員会を開き「報告・連絡・相談」体制のもと組織的に速やかに対応する。（事実の確認、情報の共有、対応の方向性をまとめる）また、必要に応じ関係機関と連携し、その解決を図る。
- 日々の児童からの相談のほか全校的に毎学期人権アンケートを実施し教育相談を行い、児童理解を深める。また、保護者からの相談が容易にできるシステム（子育て相談日の設定、いじめ早期発見チェックシート・保護者アンケートの利用等）を築く。さらに、学校運営協議会等地域住民との会合で児童の現状について語り合う場をもつ。

IV 早期解決に向けた取組（即時対応・即日解決）

(1) いじめが起こった時の対応

①被害児童の指導

- ・いじめを受けた児童の立場に立って受容的に聞き取る。
- ・複数の教職員で当該児童に寄り添える体制をつくり、長期的に見守る。
- ・状況に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察官、教員経験者など外部専門家に協力を依頼する

②加害児童の指導

- ・いじめを行った児童から複数の教職員で事実を聞き取る。
- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させるとともに自らの行為の責任を自覚させる。
- ・孤立感・疎外感を与えないよう、教育的配慮の下、個々の状況に応じて指導計画を立てて指導する。

③いじめ対策委員会での対応策の検討

- ・聞き取ったことを照らし合わせ、いじめの実態（事実）の確認、情報共有、対応策の検討を行う。（教職員への伝達、被害児童の見守り、加害児童への指導、保護者への対応等）
- ・長期的な見守りを続け、様子等について情報の共有を図る。

④被害児童・保護者への連絡

- ・発覚した当日のうちに被害児童の保護者に把握した事実、被害児童の見守り、加害児童への指導等を伝える。
- ・長期的な見守りを続け、様子等について伝える。また、保護者からの情報を聞き取る。

⑤加害児童・保護者への連絡

- ・発覚した当日のうちに加害児童の保護者に把握した事実、被害児童の見守り、加害児童への指導等を伝える。特に、事の重大さを十分に伝え、反省と変容

を促す。

(2) いじめが起こった集団への働きかけ（該当学年全体指導を含）

- ・ いじめを見ていた児童に対しても十分聞き取りをしたうえで、自分の問題として捉えさせる。また、こうした事態を見逃さず、身近な大人に助けを求めることの大切さを伝える。
- ・ 被害児童・保護者の承諾のもと起こった事象を伝え学級全体で話し合い、考え合う場を設定する。
- ・ 全ての児童が、お互いに尊重し、認め合う人間関係が構築できる集団づくりを進める。
- ・ 必要に応じ、学級・学年・学校単位での保護者会を開催し、いじめの事実と学校の方針や対応について説明し理解と協力を求める。

V 校内組織

(1) いじめ対策委員会

構成メンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、該当学年担任、教育相談担当、養護教諭等

(2) 職員研修等

校内研修会や様々な会議のみならず、日頃から教職員間で配慮を要する児童について情報交換を行い、現状や指導状況について把握し、共通した指導について話し合う。

VI 重大事態への対処

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。2 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合を含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。3 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。 |
|--|

①重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。

②市教育委員会と協議の上、当該重大事案に係る調査を行うため、速やかに、対処する組織を設置する。

③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。また、教育委員会に指導・支援を要請するとともに、関係機関ともより適切に連携して対応にあたる。

④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

校内組織図

いじめ対策委員会組織

校長

- ☆総括
- ☆教育委員会への連絡
- ☆関係機関との連絡調整
- ☆保護者との関わり

教頭

- ☆関係機関との連絡調整
- ☆報告文書等の作成
- ☆緊急時の本人支援
- ☆保護者との関わり

教務主任

- ☆緊急時の本人支援
- ☆担任支援
- ☆保護者との関わり

生徒指導主任

☆生徒指導全般

- ☆生徒指導関係者会開催にかかる連絡調整、および会の進行
- ☆関係者会のまとめ(具体的な取組)
- ☆保護者との関わり
- ☆対応・対策の報告(To 全職員)

教育相談主任

☆教育相談全般

- ☆ケース会議開催にかかる連絡調整、および会の進行
- ☆児童への支援(教育相談)、および保護者との関わり
- ☆関係機関への連絡・発信

学級担任

- ☆学級経営全般
- ☆良好な人間関係づくり
- ☆児童への直接指導
- ☆保護者との関わり

同学年担任

- ☆学年全体指導
- ☆保護者との関わり

養護教諭

- ☆児童への支援
- ☆保護者との関わり

全校的な指導の推進

人権教育担当

- ☆人権教育推進委員会開催にかかる連絡調整、および会の進行
(人権に関する学習の推進、人権アンケート作成等)

特別活動担当

- ☆特別活動に関する会議開催にかかる連絡調整、および会の進行
(たてわり活動の推進、各委員会活動の計画的な活動)

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有。
- いじめの事実の確認を行い、結果を長浜市教育委員会へ報告

重大事態の発生

- 長浜市教育委員会に重大事態の発生を報告
 - (ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 - (イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑い」
(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
 - (ウ) 「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

<長浜市教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断>

◎ 学校を調査主体とした場合

長浜市教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ◇ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ◇ 「いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えることも考慮する。

● 調査組織で、事実関係を明確にするために調査を実施

- ◇ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ◇ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ◇ これまでに学校で先行している場合も、調査資料の再分析や必要に応じた新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ◇ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ◇ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ◇ 得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を長浜市教育委員会に報告

- ◇ いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

◎ 長浜市教育委員会が調査主体となる場合

- 教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

いじめ防止年間指導計画

	行事等	教職員の取組	児童の活動・指導の内容等	保護者等との連携	
一学期	4月	始業式 入学式	高月小 黄金の一週間 「いじめをなくそう」 プロジェクト部会 (学校いじめ防止基本方針の確認)	高月小 黄金の一週間 各学級で「いじめをなくそう」の目標を立てる(適宜見直す) 学習参観	学級懇談会
	5月	やまのこ	子どもを語る会 プロジェクト部会	たてわり活動(色顔合わせ)	
	6月	修学旅行 プール開き	プロジェクト部会	人権アンケートと教育相談 学習参観 たてわり活動(色別班遊び) PTA講演会:情報モラルに関して	PTA講演会 情報モラルについて
	7月	フロティングスクール 終業式	プロジェクト部会 教職員による自己評価	夏季休業中の生活	PTA 地区別懇談会 個別懇談 (保護者アンケート) 学校評価
二学期	8月	始業式	高月小 黄金の一週間 「いじめをなくそう」 教職員による自己評価の検証	高月小 黄金の一週間 各学級で「いじめをなくそう」の目標を立てる(適宜見直す)	学校運営協議会による 学校評価の検証
	9月	校外学習	プロジェクト部会	運動会でのたてわり活動	「いじめ早期発見チェックシート」を保護者へ配布
	10月	運動会 校外学習	子どもを語る会 プロジェクト部会	運動会でのたてわり活動 学習参観(道徳科一斉授業)	
	11月	高月小フェスタ マラソン大会	プロジェクト部会	たてわり活動(色別班遊び) 人権アンケートと教育相談	学校評価 (保護者アンケート)
	12月	人権週間 終業式	プロジェクト会議 教職員による自己評価	人権学習 冬季休業中の生活	個別懇談
三学期	1月	始業式 入学説明会	高月小 黄金の一週間 「いじめをなくそう」 プロジェクト部会 教職員による自己評価の検証	高月小 黄金の一週間 各学級で「いじめをなくそう」の目標を立てる(適宜見直す)	学校運営協議会による 学校評価の検証
	2月	なわとび 発表会	子どもを語る会 プロジェクト部会	人権アンケートと教育相談 たてわり活動(色別班遊び)	学校運営協議会による 次年度構想の検討
	3月	6年生を送る会 卒業式 修了式	プロジェクト部会 (学校いじめ防止基本方針の修正)	6年生を送る週間 6年生を送る会 卒業式 修了式 年度末・年度始休業中の生活	

